

大規模小売店舗立地法に基づく意見書の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により意見書の提出がなされたので公告する。
平成22年4月7日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

1 大規模小売店舗の名称および所在地

ケーズデンキ八日市店 東近江市中小路町字前鏡714番3ほか

2 提出された意見の概要

東近江市からの意見

- (1) 駐車場内の進行経路を明確に表示し、場内の交通事故防止に努めること
- (2) 駐車場の出入口には、「一旦停止・左右確認」などの注意喚起看板を設置し、道路往来者との交通事故防止に努めること
- (3) 周辺の商店等の顧客の通行の利便性確保に努めること
- (4) 事業活動によって生じる一般廃棄物は自らの責任において、事業者自身が処理するか、市の許可する一般廃棄物の収集運搬業者に委託すること
- (5) 古紙、段ボールなどの再生利用ができるものについては、リサイクルするよう努めること
- (6) 工事および事業活動に起因する騒音、振動、粉塵、またはその他の苦情が出た場合は、事業者の責任において、速やかに対応の上、改善すること
- (7) 駐車場内において、アイドリングストップの啓発・周知する措置を講じること。また、トラブル防止のため、オイルトラップの設置をされたい
- (8) 夜間営業について、照明・騒音その他の苦情が発生した場合は、速やかに対応すること
- (9) 防犯対策について、敷地内に照明を設けること。また、維持管理については、開発者で対応されたい
- (10) 「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり条例の深夜商業施設・大規模小売店舗の防犯指針を参考にし、推進されたい
- (11) 開発事業計画等届出書の助言または指導に対する協議報告書の要件を遵守すること
- (12) 地元市民を積極的に雇用されたい。また、販売した電気製品の取り付け等を外注される場合は、地元業者を積極的に活用されたい
- (13) 地元経済団体、八日市商工会議所へ入会されたい

3 提出された意見の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目1-1

滋賀県商工観光労働部商業振興課 大津市京町四丁目1-1

滋賀県東近江環境・総合事務所総務課 東近江市八日市緑町7-23

東近江市産業振興部商工観光課 東近江市八日市緑町10-5

(2) 縦覧期間 平成22年4月7日から平成22年5月7日まで